

県央基幹病院移転支援業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

県央基幹病院移転支援業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和5年5月12日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

1 業務の概要

県央基幹病院移転支援業務（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

県央基幹病院移転支援業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、県央基幹病院移転支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

3 本プロポーザルに関する質疑応答

(1) 期間

令和5年5月12日（金）から令和5年5月22日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 方法

プロポーザル実施要領に定めるところによる。

(3) 連絡先

新潟県福祉保健部地域医療政策課

郵便番号950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1（行政庁舎12階）

電話番号025-280-5632

電子メールngt040320@pref.niigata.lg.jp

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和5年5月29日（月）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和5年5月12日（金）以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者

イ 令和5年5月12日（金）以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がないこと。

(5) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

(6) 一般病床の許可病床が300床以上の病院の移転支援業務を平成25年4月1日以降に受託し履行した実績があること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和5年5月26日（金）正午まで

(3) 提出場所 上記3(3)に定める連絡先に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送及び電子メールによる。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「県央基幹病院移転支援業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限る。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

- (1) 提出書類
プロポーザル実施要領による。
- (2) 提出期限
令和5年6月23日（金）正午まで
- (3) 提出場所 上記3(3)に定める連絡先に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送及び電子メールによる。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「県央基幹病院移転支援業務提案書等在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

- (1) 提出された書類は、県央基幹病院移転支援業務事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が審査を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たさない者
 - イ 提案書類に虚偽を記載して提出した者
 - ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者
 - エ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者
 - オ 事業者選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者
- (3) 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。
 - ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者
- (4) プレゼンテーションの実施
提案書（自由様式）について、プレゼンテーションを実施する。ただし、事業者選定委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第一次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。
- (5) 審査及び結果の通知
事業者選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。
審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。
なお、審査における評価基準については、プロポーザル実施要領を参照のこと。

8 契約の締結

- (1) 契約の締結の交渉
 - ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について契約締結の交渉を行う。
 - イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。
 - ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。
- (2) 履行期限
契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで
- (3) 契約書の作成 要

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 本業務の実施にあたり、提案書類に記載された総括責任者、主任担当者は、特別な理由があると認められた場合を除き変更することができない。

- (8) 総括責任者、主任担当者は特別な理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

10 Summary

- (1) Subject matter of proposal

Moving Support for Saiseikai Niigata Kenoh Kikan Hospital [1]set

- (2) Deadline for Application

12:00P.M. May 26 , 2023

- (3) Deadline for Proposal Submission

12:00P.M. June 23 , 2023

- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5632

E-mail : ngt040320@pref.niigata.lg.jp